

## 4. DCS の年末調整処理について

### 4-1. DCS 年末調整処理の種類について

#### 1. 同時年末調整

その年の最後に支払われる給与（賞与）の計算と同時に年末調整処理を行います。

#### 2. 単独年末調整

その年の全ての支払処理が終了後に、年末調整処理のみ単独で行います。所得税の還付金については振込処理が可能です。追徴となった場合はマイナス支給となり別途お客様にて調整が必要です。単独年末調整のご契約をいただいていないお客様は、単独年末調整処理は行えません。

※ 「1. 同時年末調整」「2. 単独年末調整」のどちらで年末調整を行うかは、ご契約によります。翌年以降、「2. 単独年末調整」に変更されたい場合は、DCS 営業担当者までご連絡ください。

#### 3. 再年末調整

「1. 同時年末調整」あるいは「2. 単独年末調整」終了後、扶養親族数や金額等のデータに追加・変更が発生し、年末調整処理のやり直しをしたい時は、再度、年末調整処理を行うことができます。（必ず行う処理ではありません）  
処理実施に際し、別途お申込みが必要です。

#### 4. 確定申告

DCS のサービスではご用意しておりません。

<ご参考> 「年末調整」とは？

給与の支払者は、毎月（日）の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。（国税庁 HP 『年末調整のしかた』より一部抜粋）

## 4-2. DCS 年末調整処理サービスの流れ

